

審 査 メ モ

1 補正調査を巡るこれまでの検討状況について

建築着工統計調査（以下「本調査」という。）は、①建築物着工統計調査、②住宅着工統計調査及び③補正調査の3つの調査で構成されている。

このうち、特に③補正調査については、表1のとおり、これまで統計委員会等で改善に向けた審議が行われている（詳細は別添参照）。

表1 補正調査を巡るこれまでの検討状況について

- 統計委員会では、平成19年度の発足後、一度も諮問されていない基幹統計調査について、平成26年度以降、計画的に確認する取組を行っており、本調査は平成28年度の審議対象
- 「統計改革の基本方針」（平成28年12月21日。経済財政諮問会議）において、工事費予定額と完成工事費とのかい離を調査する「補正調査」の精度向上について、統計委員会における審議を踏まえて実施する旨、指摘
- その後、統計委員会は、「平成27年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分）」（平成29年3月31日。以下「平成28年度下半期審議報告書」という。）において、課題解決に向けた今後の取組の方向性を取りまとめ
- また、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定。以下「第Ⅲ期基本計画」という。）にも、補正調査の見直しや精度向上について整理
- その後、統計委員会は、「平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分）」（平成30年3月30日。以下「統計精度検査報告書」という。）において、総務省統計局及び統計研究研修所の協力を得て行われた、本調査の補正調査に関する標本設計の検査結果を踏まえ、今後の課題解決に向けた取組の方向性を提示。

本件申請は、これらの検討結果を踏まえ、行われたものである。

2 今回申請された変更について

本件申請は、本調査のうち補正調査について、上記1のとおり、統計委員会における審議結果や第Ⅲ期基本計画等を踏まえ、令和3年（2021年）1月分調査以降、調査の名称を変更するとともに、「報告を求める個人又は法人その他の団体」（以下「報告者」という。）の選定方法や「報告を求める方法」（以下「調査方法」という。）など、調査計画を全面的に変更することを計画している。

また、建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査についても、「集計事項」を一部変更する計画である。

さらに、本調査は統計法（平成19年法律第53号）の全面改正後、初めての変更申請であることから、調査計画の全般にわたり、記載ぶりの見直しを行っている。

1 補正調査について

- (1) 調査の名称を「補正調査」から「建築工事費調査」に変更
- (2) 報告者の選定方法について、工事費予定額が20億円以上は全数、20億円未満は無作為抽出とするなど、抜本的に見直し
- (3) 調査票の配布・回収について、都道府県による実地調査から民間事業者を活用した郵送・オンライン方式に変更等
- (4) 建築工事費調査の調査票に「工事の着工日」及び「工事の完了日」を追加等
- (5) 構造（木造・非木造）別及び工事費予定額階級別に「工事実施床面積」及び「工事実施額」を集計等
- (6) 平成30年度に実施した試験調査を踏まえ、公表の期日を「調査年の翌年9月末」に変更

2 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査について

- ・ 利活用に乏しい集計表を調査計画から削除

3 その他

- ・ 調査計画の記載ぶりの見直し

(1) 補正調査について

ア 調査の名称の変更

調査の名称を「補正調査」から「建築工事費調査」に変更

(審査状況)

(ア) 本調査のうち補正調査については、平成28年度下半期審議報告書や第Ⅲ期基本計画において、本調査の付帯的な調査であるとの印象を報告者等に与えるため、調査によって捉えようとしている事象の内容をよりの確に表した名称に変更するよう、指摘がなされている状況にある。

(イ) このため、本件申請では、調査の名称を、「補正調査」から「建築工事費調査」に変更することを計画している。

(ウ) これについては、調査で把握する内容を的確に表現されており、適切と考えられるが、他に適切な名称がないか、念のため、確認する必要がある。

(論点)

- ・ 調査の名称を「建築工事費調査」とした理由は何か。調査で把握する内容をよりの確に表した名称となっているか。

イ 報告者の選定方法等の変更

報告者の選定方法について、工事費予定額が20億円以上は全数、20億円未満は無作為抽出とするなど、抜本的に見直し

(審査状況)

(ア) 本件申請では、表1のとおり第Ⅲ期基本計画の指摘や統計精度検査報告書の内容を踏まえ、表2のとおり、変更することを計画している。

表2 報告者の選定方法等の見直し

	現行計画	変更案
調査対象数	約5000 (回答数ベース)	約10000 (試験調査の回収率等の状況を踏まえ、調査対象数を変更。回答数は約5000を見込む)
抽出方法	<ul style="list-style-type: none"> ・層化二段無作為抽出 ・抽出単位： 1 段目：市区 (固定) 2 段目：建築物 (層化抽出) 	<ul style="list-style-type: none"> ・層化無作為抽出 ・抽出単位：建築物 ※工事費予定額20億円以上は全数調査
層化基準	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県 (47区分) ・建築物の構造 (木造・非木造) 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の構造 (木造・非木造) ・工事費予定額階級 (1 億円未満、1～20億円、20億円以上の3区分)
抽出作業	<ul style="list-style-type: none"> ・都道府県職員がそれぞれの都道府県の抽出率に従って抽出 	<ul style="list-style-type: none"> ・国土交通省職員が建築物着工統計調査等の情報から抽出
標本配分法	層別に抽出率を設定 (1/10～1/100)	工事費予定額によるネイマン配分 (20億円以上は全数調査)
集計結果の推計方法	<ul style="list-style-type: none"> ・単純集計 ・工事費予定額から工事実施額を推計するための補正率を推計 	<ul style="list-style-type: none"> ・抽出率及び回収状況等を加味した線形推定及び比推定 ・工事実施額を直接推計

(イ) このうち、調査対象数については、統計精度検査報告書において「最終的な回収数として現行の標本サイズ (約5000) が維持できるよう検討することが必要」との整理がなされていることを踏まえ、平成30年度に実施した「建築着工統計調査補正調査試験調査」(以下「試験調査」という。)における回収率 (約50%) を参考に、「約10,000」とする計画である。

(ウ) また、他の事項についても、統計委員会等で整理された方向性を踏まえ、調査計画の変更を計画している。

(エ) これらについては、統計の正確かつ安定的な作成・提供の観点から適当と考えるが、統計精度検査報告書でも指摘があったとおり、新たな抽出方法への移行に向けた具体的なスケジュール等について確認する必要がある。

(論点)

- a 標本設計について、現行計画から変更案への移行は、どのようなスケジュール・方法で行われるのか。標本設計の変更に伴う報告者の選定方法において国土交通省と都道府県における役割分担はどのように変わるのか。
- b 今回の標本設計の移行に伴う調査結果への影響はどのように見込んでいるか。

ウ 調査方法の変更

調査票の配布・回収について、民間事業者を活用した郵送・オンライン方式に変更等

(審査状況)

- (ア) これまで補正調査は、都道府県職員が実地調査により、竣工時に実際にかかった費用（工事実施額）等を把握（他計調査）していたが、本件申請では、民間事業者を活用した郵送・オンライン方式による自計調査に変更する計画である。
- (イ) これについては、基幹統計調査に求められる高い精度の確保と安定的な結果提供の維持を図る観点から、平成30年度に実施した試験調査における検証結果の確認を含め、慎重かつ十分な検討が必要と考える、

(論点)

- a 平成30年度に実施した試験調査における実施状況（調査票の配布・回収状況等）は、どのような結果となり、問題点はなかったのか。
- b 調査対象数について、最終的な回収数（約5,000）を確保するための取組として、どのようなことを想定しているのか。

エ 調査事項の変更

- ① 建築工事費調査の調査票に「工事の着工日」及び「工事の完了日」を追加
- ② 補正調査票で把握していた「工事実施額」の内訳である「主体工事実施額」及び「建築設備工事実施額」を削除

(審査状況)

(ア) 本件申請では、調査事項について、平成28年度下半期審議報告書において、「補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表することを早急に検討する必要がある」との指摘を踏まえて、建築工事届の工事完了予定期日と完了時期の乖離を把握できるよう、「工事の着工日」及び「工事の完了日」を追加する計画である。

(イ) 一方、補正調査票で把握している「工事実施額」の内訳である「主体工事実施額」及び「建築設備工事実施額」については、報告者負担の軽減の観点から削除すること計画している。

(ウ) これらについては、これまでの統計委員会等での議論を踏まえたものであり、基本的には適当と考えられるが、調査結果の利活用への影響等について、確認する必要がある。

(論点)

- a 「工事の着工日」及び「工事の完了日」を把握する必要性は、工期の変動をより正確に把握するために統計委員会から要請されたと承知しているが、そのために把握するということが良いか。また、把握した結果を活用できるようにどのような統計を新たに作成するのか。
- b 今回、調査事項から削除する「主体工事実施額」及び「建築設備工事実施額」について、報告者負担が重い理由は何か。また、利活用上の支障は生じないか。

オ 集計事項の変更

- | |
|---|
| <p>① 構造（木造・非木造）別及び工事費予定額階級別に「工事实施床面積」及び「工事实施額」を集計</p> <p>② 都道府県別の標本設計を取りやめることに伴い、都道府県別集計を廃止</p> |
|---|

（審査状況）

（ア）本件申請では、上記イのとおり、これまでの都道府県別の標本設計を取りやめることに伴い、都道府県別の集計を廃止するとともに、新たに構造別及び工事費予定額階級別に「工事实施床面積」及び「工事实施額」を集計することを計画している。

（イ）このうち、都道府県別の集計を取りやめることについては、統計精度検査報告書において、「都道府県別集計結果の精度を向上させるためには、標本規模の増加などが考えられるが、現状の行政ニーズ及び実査担当機関の大幅な負担増加を踏まえると、やむを得ない。」とされているものの、一方で「県民経済計算の精度向上などに資する観点から、大規模都道府県における特別集計や地域ブロック別集計を実施する意義はないか。」等、把握の必要性については、引き続き検討する必要があるとされているところである。

（ウ）このため、現時点で、変更計画の内容はやむを得ないものの、本調査の利用ニーズを確認しつつ、今後、集計事項を充実させる余地がないか、確認する必要がある。

（論点）

- | |
|--|
| <p>a 見直し後の集計事項はどのような構成になるのか。想定される利活用を踏まえたものとなっているか。</p> <p>b 県民経済計算の精度向上などに資する観点から、大規模都道府県における特別集計や地域ブロック別集計を実施する余地はあるか。</p> |
|--|

カ 公表時期の変更

平成30年度に実施した試験調査を踏まえ、公表の期日を「調査年の翌年9月末」に変更

(審査状況)

- (ア) 公表の期日について、現行計画では「調査年の翌年4月末までに公表」としているところ、平成30年度に実施した試験調査において郵送・オンライン方式の導入による実査状況等を検証した結果、調査対象年の12月調査の調査票の提出期限から調査票の督促、回収、審査等を経て結果を公表するまでに、これまでよりも長い期間を要することが判明した。
- (イ) このため、本件申請では、公表時期を「調査年の翌年9月末までに公表」するよう、変更することを計画している。
- (ウ) これについては、調査結果の精度を確保する観点から基本的にはやむを得ないと考えるものの、利活用上の支障がないか、確認する必要がある。

(論点)

- a 平成30年度に実施した試験調査では、調査票の提出締切日から、調査票の督促、回収、審査、調査結果の公表まで、どの程度の期間を要したか。
- b 公表の期日を5か月後倒しにすることによって、利活用上の支障は生じないか。

(2) 建築物着工統計調査及び住宅着工統計調査について

○ 集計事項の変更

○ 利活用に乏しい集計表を調査計画から削除

(審査状況)

(ア) 本件申請では、東京都特別区部及び政令指定都市別の集計等、集計項目が詳細なため、秘匿措置が必要となり、調査結果の時系列比較ができない等、利活用に乏しい集計表を調査計画から削除する計画となっている。

(イ) これについて、削除を計画している集計表の利活用状況を確認するとともに、必要に応じて特別集計による情報の提供の余地がないか、確認する必要がある。

(論点)

a 現行の調査計画にある集計事項から、今回、どのように見直されるのか。また、見直しが必要な理由は何か。

b 今回削除を計画している集計表について、どの程度、秘匿措置が必要となっているのか。また、これまでe-Statにおいて、どの程度閲覧されていたのか。他の集計表と比較して利活用が多いといったことはないか。

(3) その他

○ 調査計画の記載ぶりを見直し

(審査状況)

(ア) 本調査は、統計法（平成19年法律第53号）の全面改正後、初めての変更申請であることから、調査計画全般の記載ぶりについて、見直しを行っている。

(イ) これらについては、申請事項記載書の項目に沿って、調査計画を再整理したものであり、上記（1）及び（2）で記載した内容以外に実質的な変更はないことから、特段の問題はないものとする。

2 公的統計の整備に関する基本的な計画（平成30年3月6日閣議決定）等の指摘への対応状況について

本調査については、表3のとおり、第Ⅲ期基本計画において、以下の検討課題が指摘されている。

表3 第Ⅲ期基本計画における指摘事項

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 イ 生産面を中心に 見直した国民経済計算への整備	◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得る（略）	国土交通省	平成30年度（2018年度）までに結論を得る。
	◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。（略）	国土交通省、関係府省	平成30年度（2018年度）から順次実施する。

（審査状況）

上記の指摘事項については、いずれも本件申請において対応が図られていることから、上記2の(1)「ア 調査の名称の変更」、「イ 報告者の選定方法の変更」に係る審議の中で確認することとしたい。

以上

建築着工統計調査 補正調査を巡る これまでの検討状況について

総務省政策統括官（統計基準担当）
統計審査官室

平成27年度統計法施行状況に関する審議結果報告書（平成28年度下半期審議分） （平成29年3月31日 総務省統計委員会）

本報告書の概要

未諮問基幹統計に関する審議

（統計委員会が示した方向性）

- ◆ 補正調査の標本設計について、一定額以上の建築工事は全数調査とするなど標本設計を抜本的に見直す必要がある。
- ◆ 調査票段階における誤りの防止対策を徹底するための方策を検討するとともに、結果に誤りがあった場合は、速やかに遡及訂正する必要がある。
- ◆ 補正調査の目的・名称の見直しを検討する必要がある。
- ◆ 補正調査における工事の完了予定期日と完了時期のずれについて、新たに公表することを早急に検討する必要がある。

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（平成30年3月6日閣議決定）

別表 今後5年間に講ずる具体的施策 「第2 公的統計の整備に関する事項」部分

項目	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
1 国民経済計算を軸とした横断的・体系的な経済統計の整備推進 (1) 基礎統計の整備・改善及び国民経済計算の精度向上・充実 イ 生産面を中心に見直した国民経済計算への整備	◎ 建築着工統計の補正調査について、統計委員会における精度検証結果も踏まえ、精度向上のための標本設計の変更や、調査名及び目的の見直しを検討し、改善に向けた結論を得る（略）	国土交通省	平成30年度（2018年度）までに結論を得る。
	◎ 建築着工統計の工事費予定額により推計される工事実施額については、補正調査の見直しにより、精度向上を図る。（略）	国土交通省、関係府省	平成30年度（2018年度）から順次実施する。

平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分） （平成30年3月30日 統計委員会）（その1）

（1）検査結果と現状

- 統計研究研修所において、補正調査の標本設計について、工事費予定額階層別に一定額以上の建築物は全数調査とするなどのリサンプリング実験等に基づく標本設計の定量的な検証を行い、より精度向上を図ることができる標本設計を考察。
- その結果、以下の改善案が総務省から報告。

表1 補正調査の標本設計の現行と改善案

	現行	総務省が提示した改善提案
標本サイズ	約5000／年（実績）	同左
抽出方法	層化二段抽出 抽出単位 1 段目：市区（固定） 2 段目：建築物（層化抽出）	層化抽出 抽出単位：建築物 ※工事費予定額20億円以上 は全数調査
推定方法	単純集計	抽出率及び回収状況等を加味した線形推定
層化基準	・ 都道府県（47区分） ・ 建築物の構造 （木造・非木造）	・ 建築物の構造（木造・非木造） ・ 工事費予定額階級 （1億円未満、1～20億円の2区分）
標本配分法	層別に抽出率を設定 （1/10～1/100）	工事費予定額による ネイマン配分

- 表1の改善案により、工事予定単価（＝工事費予定額÷工事予定床面積）の標準誤差率を4.8%から0.8%にまで縮小。

平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分） （平成30年3月30日 統計委員会）（続き）

（2）評価及び課題解決に向けた取組の方向性

① 標本設計の見直し

- 本検査は、意義のある検査であると評価。
- 国土交通省は、今後、本検査で示された改善提案を実現できるように検討を進めることが必要。
- ただし、検討に当たっては以下のア) 及びイ) を踏まえる必要。
 - ア) 標本配分法の変更に関し、厳密なネイマン配分法を採用するためには多くの実務的な課題が想定され、実務的な対応が可能なものとなるよう検討を進めることが必要。
 - イ) しっ皆層、標本層別の回収率等を踏まえながら最終的な回収数として現行の標本サイズ（約5000）が維持できるよう検討することが必要。
- 標本設計の見直し実施後も、しっ皆層のしきい値として示されている工事費予定額20億円及び層化基準のしきい値として示されている工事費予定額1億円については、定期的に検証を行うことが必要。

平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分） （平成30年3月30日 統計委員会）（続き）

（2）評価及び課題解決に向けた取組の方向性

② 標本設計の見直しに伴う調査方法の見直し及びスケジュール

- ・ 標本設計の見直しを行うことに伴い、抽出方法を含む調査方法等の変更が伴う見込み。
- ・ この変更に向け、国土交通省は、平成30年度に試験調査を実施し、その後、必要な準備を進め、平成33年（2021年）1月に完成する建築物から見直し後の標本設計に基づき抽出された対象に切り替えて調査を開始することが必要。
- ・ この切り替えの際、
 - ア) 見直し後の標本設計に基づき抽出された調査対象
 - イ) 現行の抽出方法に基づき抽出され都道府県から国土交通省に移管された調査対象

の両方を混在させて調査を行うことが必要となり、その移行期の結果推定には統計技術的な対応が必要。

- ・ 総務省は移行時期の結果推定の方法の開発について国土交通省に協力し、円滑な調査の移行を支援することが必要。

総務省は、「平成30年度統計法施行状況報告」（令和元年6月27日）において、移行期の結果推定の方法を提案。
統計委員会は、「令和元年度統計委員会評価分科会審議結果報告書（第1回～第4回審議分）」（令和元年9月20日）において、総務省が示した提案は、「問題ない」としている。

平成28年度統計法施行状況報告に関する審議結果報告書（統計精度検査関連分） （平成30年3月30日 統計委員会）（続き）

（2）評価及び課題解決に向けた取組の方向性

③ 都道府県別集計の取扱い

- ・ 総務省が提案している補正調査の標本設計の改善は、全国の推定精度を高めるため、各都道府県に配分されていた標本を都市部に配分する結果となり、建築着工数の少ない県の結果精度は悪化することが予想。
- ・ 都道府県別集計結果の精度を向上させるためには、標本規模の増加などが考えられるが、現状の行政ニーズ及び実査担当機関の大幅な負担増加を踏まえると、標本規模は現状の5,000件を増加させる状況にない。
- ・ このため、都道府県別集計の取りやめは、やむを得ないものとする。
- ・ 県民経済計算の精度向上などに資する観点から、大規模都道府県における特別集計や地域ブロック別集計を実施する意義はないかなど、今後の結果利活用について引き続き検討することが必要。